

令和8年度 大仙市住宅リフォーム支援事業

子育て・移住世帯を拡充し、一般世帯を廃止しました

<p>世帯区分 及び 補助額 (千円未満切捨) (※) 18歳以下とは、 平成20年4月2日 以降に生まれた子をい います。</p>	<p>■移住定住（県外Uターン）世帯 親族が所有する住宅に県外から移住しようとする又は移住してから3年以内で、5年以上定住しようとする世帯 その世帯の内、若者夫婦世帯（ともに45歳未満）、子育て世帯（18歳以下（※）の子を1人以上）の場合は、補助上限額に50万まで上乘せ</p> <p>対象工事費(税抜)の 30% 上限額 50 又は 100 万円</p> <p>■移住定住（空き家活用）世帯 市外から移住するために空き家（1年以上の期間使用してない住宅）を取得し、10年以上定住しようとする世帯</p> <p>対象工事費(税抜)の 50% 上限額 100万円</p> <p>■子育て世帯 ・多子世帯 …………… 18歳以下(※)2子以上と同居 ・三世帯同居世帯 …… 18歳以下(※)1子以上と親と祖父母等が同居</p> <p>対象工事費(税抜)の 30% 上限額 50万円</p>
<p>対象工事</p>	<p>・断熱化工事 ・バリアフリー化工事 ・克雪対策工事 ・耐震化工事 ※詳しくは別紙「工事分類表」をご覧ください。</p> <p>上記対象工事費（税抜）が20万円以上の工事</p>

以下は対象外となりますのでご注意ください。

- ・一般世帯の改修
- ・新築住宅（建築後1年未満の住宅）の改修
- ・塗装工事全般
- ・住宅設備機器の設置、交換
- ・風除室設置工事
- ・太陽光発電設備等の設置
- ・空き家活用世帯が行う敷地への消雪、融雪設備敷設

◎詳しくは別紙「工事分類表」をご覧ください。

申し込みの受付開始・・・令和8年4月 1日（水）

実績報告書の提出期限・・・令和9年3月19日（金）

お問い合わせ先

大仙市建設部 建築住宅課

TEL：0187-66-4909

大仙市大曲日の出町2-8-4 大曲南庁舎2階

◎対象条件

1. 大仙市の住民基本台帳に登録されている方で市内に住んでいる方、又は移住を予定している方。
 2. 申請者が現在住んでいる、又は移住予定の既存の住宅（**建築後1年以上経過**）であること。
 3. 店舗、事務所等と住宅を併用している場合は、住居部分が延べ面積の1/2 を超えるもの。
 4. 賃貸借住宅等の場合は、申請者が住んでいる専有部分のみ対象。物置、車庫等の非住宅部分は対象外。
 5. 申請者及び申請者と同居する家族が市税を滞納していないこと。
 6. 大仙市内に事業所を置く法人、又は市内に住んでいる個人が請負う工事。
 7. 対象工事費（税抜）が20万円以上であること。
 8. 申込み時に工事に着手していないこと。**申込みの前に工事に着手している又は工事が完了している場合は対象外。**
- ※補助上限額に関わらず**申請は一度限り**です。ただし、令和2年度以前に申請したことがある方は、再度申請が可能です。
令和3年度～令和7年度に申請された方は申請できません。

【注意事項】

- ・市、又は市が加入する団体から補助金の交付を受ける場合、その補助金を受ける工事部分は本事業の対象外となります。
- ・過去の申請状況、施工業者、工事内容、工事箇所によっては、対象外となる場合があります。

◎補助金交付の流れ

